

議案第70号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年9月25日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年板橋区条例第37号）
の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「第13条第1項、令第8条から第11条まで」を「第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

付則第2条第2項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る規定を追加するほか、所要の規定整備をする必要がある。